

## ◎銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

### する法律の一部を改正する法律

(平成二十二年七月三日法律第六八号(衆))

#### 一、提案理由(平成二十二年五月二日・衆議院財務金融委員会)

○大野(功)議員 たいだいま議題となりました議員提出法案二本につきまして、提出者を代表して、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

アメリカに端を発する昨年来の国際金融危機により、我が国においても、中小企業のみならず、中堅、大企業においても資金繰りに困難を来しておりますけれども、日本では絶対的金融危機を起すことはない、こういう政治家としての強い決意のもとに、与党において追加的な金融資本市場対策について十分な検討を行ってきた結果、これらの法案を議員立法として提出することとした次第でございます。

.....(略).....

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

銀行等保有株式取得機構による株式買い取りにつきまして、先般、議員提案の法律改正案を提出し、衆参両院で御審議をいただき、可決成立し、本年三月より既に施行されているところであります。この機会に改めて厚く御礼を申し上げます。

先般の法改正の際に貴重な御意見を多数いただいたところでありますが、特に、参議院の財政金融委員会における御審議の際、金融システムの脆弱化や動揺を軽減するための資産の買い取り等について検討を行う旨の附帯決議がなされました。このような附帯決議をも踏まえ、銀行等が保有する有価証券の価値下落がその健全性に影響を与え、過度の信用収縮につながることを防止する観点から、銀行等保有株式取得機構のさらなる機能強化を図るために、本法律案を提出することとした次第でございます。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

本法律案では、銀行等保有株式取得機構による買い取りに關し、銀行等の保有するETF、J-REIT、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等が発行した優先株式及び優先出資証券を買い取り対象に加えることといたしております。

以上が、株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

案及び銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

昨今の厳しい経済情勢や金融市場の動向にかんがみまして、このようなことは絶対ないと信じておりますけれども、与野党対決の目線ではなくて、このような事態は絶対克服していただく、こういう同じ方向を向いた目線で御議論いただければ大変ありがたいと存ずる次第でございます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十一年六月四日)

○田中和徳君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等保有株式取得機構のさらなる機能強化を図るため、同機構の買い取り対象に、銀行等の保有するETF、J-REIT、優先株式及び優先出資証券並びに事業法人の保有する銀行等の優先株式及び優先出資証券を追加するものであります。

両案は、去る五月七日当委員会に付託され、十二日提出者大野功統君から提案理由の説明を聴取した後、二十二日より質疑に入りまして。

次いで、政投銀法改正案について内閣の意見を聴取した後、両案及び修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、政投銀法改正案は賛成多数をもって修正議決すべきものと決し、銀行等株式保有制限法改正案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、銀行等株式保有制限法改正案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

## ○附帯決議(平成二十一年六月三日)

政府、銀行等及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 銀行等保有株式取得機構によるETF(上場投資信託)及びJ-REIT(上場不動産投資信託)の買取りに当たっては、国民負担を生じさせないよう、慎重な審査を行うこと。

また、銀行等の経営者は、価格変動の大きいETF及びJ-REITのような金融商品に投資し、損失を発生させ

た場合は、その経営判断を反省し、以後は、リスク管理を適切に行い得る態勢の整備に努め、本来の使命である中小企業金融をはじめとする金融仲介機能の適切な発揮に努めること。

一 銀行等保有株式取得機構は、買取商品の選定に当たっては、公平性を担保すること。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果を検証するため、買取実績について情報開示を行うこと。

### 三、参議院財政金融委員長報告(平成二十一年六月二十六日)

○円より子君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

次に、銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案は、銀行等をめぐる経済情勢の変化を踏まえ、銀行等の業務の健全な運営を確保するため、銀行等保有株式取得機構による買取りの対象を上場投資信託等に拡大しようとするものであります。

.....(略).....

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

委員会におきましては、四法律案を一括して議題とし、日本政策投資銀行に対する国の関与の在り方、銀行等保有株式取得機構の株式買取り状況に対する評価、オーナー課税制度を廃止する意義、中小企業者等の法人税の軽減税率を引き下げる理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

.....(略).....

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案に反対、法人税法改正案及び租税特別措置法改正案の両原案及び両修正案に賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、まず、日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案について、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

なお、日本政策投資銀行法改正案及び銀行等株式保有制限法改正案に対しそれぞれ附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成二十二年六月二十五日)

政府及び関係者は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法律案は、本年三月の銀行等保有株式取得機構による買取りの再開のための法律案の審議に際し、当委員会が付した附帯決議の趣旨を踏まえ、その後の企業の資金繰り悪化などに対処するための金融システムの安定に向けた追加的措置として講じられるものであることを重く受け止め、買取りの実施に当たっては的確な効果を発現できるよう最大限の努力をすること。

一 銀行等保有株式取得機構によるETF(上場投資信託)及びJ-REIT(上場不動産投資信託)の買取りに当たっては、国民負担を最小にするように、慎重な審査を行うこと。  
また、今後の金融機関によるETF及びJ-REITのような価格変動の大きい金融商品の投資に当たっては、金融機関が中小企業金融を始めとする金融仲介機能を適切に發揮できるように配慮し、適切なリスク管理体制の整備に努めること。

一 銀行等保有株式取得機構による買取商品の選定に当たっては公平性を担保するとともに、買入価格の透明性に十分配慮すること。

一 取得株式の議決権については、国民資産を守る等の公共性の観点を踏まえ、適切に行使するとともに、取得株式等の買取商品の将来の売却に当たっては、市場の安定性に配慮しながら、売却価値がより高まるよう努めること。

一 銀行等保有株式取得機構による買取りが企業金融の円滑化に与えた効果等を検証するため、買取り及び売却等の状況について適切な情報開示を行うこと。  
右決議する。